

市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査報告
(平成 23 年度調査)

調査内容

- I 児童家庭相談業務の状況〔平成 23 年 4 月 1 日現在、平成 22 年度実績〕
児童虐待問題などに対応する相談窓口の設置状況、担当職員の配置状況など
- II 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況〔平成 23 年 4 月 1 日現在、平成 22 年度実績など〕
要保護児童対策地域協議会の設置状況、設置形態・構成メンバー、調整機関の担当職員の配置状況、会議の開催状況など
- III 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況〔平成 23 年 7 月 1 日現在、平成 22 年度実績〕
実施市区町村数、訪問した家庭数、主たる訪問者、訪問の結果何らかの支援が必要とされた家庭への対応 など
- IV 養育支援訪問事業の実施状況〔平成 23 年 7 月 1 日現在、平成 22 年度実績〕
実施市区町村数、訪問した家庭数と支援した内容、訪問した家庭の把握経路、訪問した家庭の特徴、主たる訪問者 など

調査結果（概要）

- I 児童家庭相談業務の状況（詳細は別添 1）
 - 児童虐待問題などに対応する相談窓口の担当職員（平成 23 年 4 月 1 日現在）は 7,017 名（前年度比 368 名増）。うち、一定の資格を有する職員（※）は 4,654 名（66.3%）（前年度比 284 名増、0.6 ポイント増）
※ 「一定の専門資格を有する職員」とは、児童福祉司と同様の資格を有する者、保健師・助産師・看護師、教員免許を有する者、保育士、社会福祉主事をいう。以下同じ。
 - 都道府県（児童相談所等）からの支援の受入状況（複数回答）（平成 22 年度の実績）
 - ・ 児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援、助言等 1,507 か所（93.1%）
 - ・ 要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加 1,488 か所（91.9%）
 - ・ 児童相談所等の職員による市区町村職員に対する研修 1,376 か所（85.0%） など
 - 虐待事例に関する児童相談所との役割分担の状況（平成 22 年度の実績）について、「文書で取り決め」とした市区町村は 149 か所（9.2%）であった（前年度比 6 か所増、0.4 ポイント増）。一方で、「取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている」は 1,165 か所（72.0%）であった（前年度比 2 か所減、0.1 ポイント増）。
- II 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況（詳細は別添 2）
 - 設置状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）
要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークを設置している市区町村は 1,611 か所であり、設置率は 99.5%であった（前年度比 8 か所増、0.7 ポイント増）。

- 要保護児童対策地域協議会の調整機関担当職員数（平成 23 年 4 月 1 日現在）
全国で 5,075 名であり（前年比 153 名増）、このうち、一定の専門資格を有する職員は 2,835 名（55.9%）であった（前年比 151 名増、1.4 ポイント増）。
- 要保護児童対策地域協議会のケース登録数（平成 23 年 6 月末日現在）
要保護児童対策地域協議会のケース登録数は、全体で 121,530 件（前年度比 14,217 件増）であり、このうち、要保護児童ケースが 90,783 件（74.7%）、要支援ケースが 29,800 件（24.5%）、特定妊婦ケースが 947 件（0.8%）であった。
また、要保護児童ケースのうち、児童虐待のケースが 62,954 件（51.8%）であった。
- ケースの進行管理台帳の作成状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）
ケースの進行管理台帳を作成していた市区町村は、1,201 か所（75.7%）であった。一方で、作成していない市区町村は 386 か所（24.3%）であった。

III 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況（詳細は別添 3）

- 全国の市区町村のうち、乳児家庭全戸訪問事業は 92.3%（前年度比 3.1 ポイント増）の市区町村で実施（平成 23 年 7 月 1 日現在）。
- 平成 22 年度に実際に訪問した家庭は、844,814 戸 850,028 人であり、そのうち、何らかの支援が必要とされた家庭の比率は、10.3%であった。
- 平成 22 年度に本事業の対象であったものの訪問できなかった家庭に対し、1,040 か所（96.4%）の市区町村では、電話や健康診査の機会などにより状況把握を行っていたが、39 か所（3.6%）の市区町村では、状況把握を行っていなかった。

IV 養育支援訪問事業の実施状況（詳細は別添 4）

- 全国の市区町村のうち、養育支援訪問事業は 62.9%（前年度比 3.4 ポイント増）の市区町村で実施（平成 23 年 7 月 1 日現在）。
- 平成 22 年度に養育支援訪問事業を実施した家庭は、69,830 戸であり、その家庭の特徴として、「育児不安がある」が多く見られ、その家庭の把握経路は乳児家庭全戸訪問事業が主であった。

○ 人口規模区分別市区町村数、該当人口

(平成23年4月1日現在)

人口規模区分	か所	該当区分での合計人口	
市 区	751		
人口30万人以上	60	28,505,533 人	(22.7%)
人口10万人～30万人未満	202	32,823,316 人	(26.2%)
人口10万人未満	489	26,340,570 人	(21.0%)
町	684	10,130,356 人	(8.1%)
村	163	691,365 人	(0.6%)
政令指定都市・児童相談所設置市	21	26,955,312 人	(21.5%)
計	1,619	125,446,452 人	(100.0%)

※ 東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県の市町村を除く。